

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定により一般競争入札とする。ただし、入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする。

2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は次のとおりとする。

（1）入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（2）入札保証金

福島県財務規則（以下「規則」という。）第248条に定める入札保証金は、入札金額の100分の3の額とする。ただし、当該入札に指名する者のうち規則第249条各号の規定に該当する者については免除する。

（3）最低制限価格

最低制限価格は、設定しない。

（4）落札者

入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、入札書の失格又は無効については、心得の規定に基づき判断する。

また、同額の入札者が複数ある場合には、くじにより落札者を決定する。

（5）契約保証金

規則第228条に定める契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（6）委託契約書

別紙「委託契約書（案）」のとおり。

（7）契約の確定時期

地方自治法第234条第5項の規定により甲及び乙が記名押印したとき、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、甲及び乙が電子署名を行ったときに確定する。